

私のキャリアと裁判官から 見た知的財産権の世界

弁護士・元知的財産高等裁判所長 設楽 隆一



要 約

私は昭和 54 年（1979 年）に裁判官に任官し、平成 29 年（2017 年）に知的財産高等裁判所（以下「知財高裁」という。）所長として定年退官するまで、東京地方裁判所知的財産部（以下「東京地裁知財部」という。）に 4 回、知財高裁（東京高裁知財部）に 2 回勤務し、合計 22 年半にわたり知財事件を担当しました。高校時代は物理と数学が好きでしたので、法律と科学技術が融合した知財事件は、自分に合っていた仕事だったように思います。3 回目の東京地裁知財部では、米国への長期出張を通じて特許訴訟の国際比較に興味を持ち、帰国後、当時の米国の CAFC の均等論の大合議判決を法曹時報で詳しく紹介しました。また、東京高等裁判所知的財産部（以下「東京高裁知財部」という。）では、審理方法と判決の改革を進め、その結果、集中審理、計画審理が導入されました。知財高裁所長としては、大合議事件の判決と国際交流に力を入れました。国際会議に参加し、日本の知財訴訟の実情を海外に発信しました。定年退官後は、国際特許法律事務所で特許訴訟や鑑定意見の作成に従事し、AI の活用を課題として取り組んでいます。なお、民事通常事件の分野では、大阪地方裁判所に勤務した当時、陳述書を利用した集中証拠調べを導入し、効率的な審理方式を模索したことも良い思い出として残っています。

目次

1. 初めに
2. 幼少期
3. 小学校、中学校
4. 楽しい高校時代
 4. 1 高校生の頃のエピソード
 4. 2 志望の変更
5. 東大法学部と司法試験
 5. 1 駒場寮と柔道部
 5. 2 本郷の法学部と司法修習生
6. 新人裁判官としてのキャリアの始まり
7. 裁判官の仕事…裁判の独立
8. 秋田地裁大館支部での生活
9. 東京地裁知的財産部での 2 回目の勤務
10. 大阪地裁…集中証拠調べと関西弁と京都の寺社巡り
11. 東京地裁知的財産部…国際会議と特許訴訟の国際比較へ
12. 東京高裁知財部での知財訴訟の審理改革
13. 東京地裁知財部での改革
14. 東京高裁民事部から新潟地方裁判所所長としての勤務
15. 知財高裁所長としての勤務
16. 定年退官後・知財弁護士としての活動と AI の活用

1. 初めに

私は、昭和54年(1979年)に裁判官に任官し、平成29年(2017年)1月に知的財産高等裁判所(以下「知財高裁」という。)所長として定年退官するまでの間、東京地方裁判所知的財産部(以下「東京地裁知財部」という。)に4回、合計15年弱勤務し、知財高裁(東京高裁知財部)に2回、合計8年弱くらい勤務し、知財事件を22年半くらい担当しました。知財事件を担当しなかった時期は、秋田地方裁判所大館支部、大阪地方裁判所、さいたま地方裁判所、東京高等裁判所に勤務し、主に、民事事件を担当しました。退官後も、大手法律事務所に1年間勤務し、その後国際特許法律事務所に勤務して、特許事件等の知財事件を専門として担当し、現在に至ります。裁判官として、長期間にわたって知財事件を担当することができたのは、幸運なことであったと思っています。

2. 幼少期

私は、昭和27年(1952年)生まれで、少し遅めの団塊の世代です。そのため、小さい頃は、近所には同じ年代の子供がたくさんおり、毎日のように外で泥んこになりながら遊んでました。やわらかいボールで三角ベースで野球をやったり、チャンバラごっこや将棋などの遊びをしていました。また、雪国の新潟県上越市で生まれ育ちましたので、冬は、雪が降る中、外でスキーをやったり、雪ダルマを作ったり、かまくらを作ったりして遊んでいました。外で遊んでいて寒くなると、近所の駄菓子屋さんの焼き芋用のつぼに群がりながら、暖をとって、少し暖かくなったら、また、外に遊びに行くという生活をしていました。今から思うと、一番エネルギッシュな時代でした。親は日中、私たちを自由に遊ばせてくれていたので、毎日、近所の子供たちと外で遊ぶのが日課でした。ときどき子供だけの判断で、今考えるとリスクな遊びもしていましたが、無事に何事もなく過ごせてよかったと思っています。川に向かって斜面をスキーで滑って、スキーを途中で止めるというようなことにもチャレンジしたことなどは、当時のスキーの技術の未熟さを考えると、今考えても怖いチャレンジであったと思います。冬の川は水量が多く、誤ってスキーを付けたまま川に落ちていたらと思うと、さすがにぞっとします。親が見ていたら驚いて止めに入ったはずですが、ほかにも、自転車で側溝に転んで落ちてコンクリートの角に頭をぶつけたりとか、危なかったこともあります。大きな事故にあわずに、無事に大きくなれたのは幸運だったのかもしれない。

3. 小学校、中学校

私は、上越市の市立の小学校、中学校に通いました。あまり、勉強をした記憶がなく、中間テストや期末テストのときに一夜漬けで試験勉強をして何とかやり過ごしていました。授業にもあまり興味はなかったように思います。授業のゆっくりとしたスピードについていけなかったせいかもしれませんが、一夜漬けで集中して勉強する方が、記憶に残ったような気がします。

また、クラブ活動は、中学では、最初、陸上部に入りましたが、自分よりはるかに速い記録を持つ、自分から見ると雲の上のような先輩が、県大会に行くとなつてないのをみて、自分の才能の限界を知り、1か月で退部して、バレーボール部に入りました。

この陸上部での経験から、自分に才能がない分野では、いくら努力をしても限界がある、逆に、得意な分野を伸ばそう、ということを経験し、自覚したことを覚えています。

4. 楽しい高校時代

4. 1 高校生の頃のエピソード

昭和42年(1967年)、新潟県立高田高校に入学しました。高田高校は、当時は、バンカラな気風が残っており、学生服を着て、下駄をはいて通学し、校内も裸足で運動靴を履かないで過ごしていました。休み時間になると、バスケットボールなどをして、体を動かすのが好きでした。のびのびとした楽しい高校生生活をエンジョイしていた仲間が多かったせいか、今でも仲の良い友達と長い付き合いをしています。

勉強の方は、物理と数学が好きでしたが、英語、国語、歴史、生物などはすべて苦手でした。当時から、素粒子とか、宇宙の構造とかに興味がありましたので、進学コースは理科系で、一時は国立大学の理学部物理学科を目指

していました。数学と物理が好きだったのは、自分の頭で考えて、問題を解くのが楽しかったためであり、当時は、学校から配布されていた大学入試問題を掲載した問題集の問題を解いて楽しんでいました。これに対し、英語や歴史や国語などの科目は暗記しなければならない科目という気がしていたため、あまり興味がわかず、苦手でした。後に、裁判官として、国際会議に出席した際は、もう少し真面目に英語を勉強していれば、と後悔しました。

4. 2 志望の変更

しかし、高校3年生の夏休みに、突然、文科系の学部で志望の変更をしました。今思うと、十分な調査もせず、十分な情報もない中で、だれにも相談せずに、突然、一人で勝手に志望を変更してしまったのです。

突然に志望の変更をした理由は、それまでの興味の対象が素粒子や宇宙などの自然科学であったのが、漠然と人間や社会科学に急に興味を持つようになっていた頃であったため、世の中のほかの職業のことをよく知らないまま、急に、一冊の本を読んで、法学部に進み、弁護士になるという決心をしてしまったのです。そして、3年生の夏休みに、急に志望を理学部から法学部に変更しました。そして、翌年には、東京大学の文科1類を受験し、無事に合格しました。なお、数学と物理で受験したので、無事に合格できたのかもしれない。今から考えると、志望の変更の決定は、将来の仕事や未来の社会について十分な調査も検討もせず、先生や親の助言も聞かず、勝手に決めたものであると思います。そのせいか今でも時々、理論物理の研究者を目指していたら良かったかもと後悔することはときどきあります。

5. 東大法学部と司法試験

5. 1 駒場寮と柔道部

その後、昭和45年(1970年)に東大の文科1類に入学し、田舎から上京した学生として駒場寮に入寮しました。駒場寮では、最初に入る部屋を決めるときに、入るサークルを決める必要がありました。そして、この時も、剣道、柔道、ラグビーなどしか思い浮かばず、今から思うと、自分にはあまり適性がないと思われる柔道部を選択してしまいました。柔道を始めてから分かったことですが、柔よく剛を制する、ということは、本当に難しく、大きくて力がある人には容易には勝てないことを悟りました。そして、1年生の秋には、少しは社会のことを勉強したいとの気持ちもあり、退部しました。それでも、駒場寮における柔道部の生活は、毎日汗を流し、あまり勉強はせずに、たまに柔道部の先輩や仲間と盛り上がるなど、楽しい日々でした。今でも、駒場キャンパスを散歩すると、当時の楽しい生活や、若かりし頃の青春時代を懐かしく思い出し、18歳のころから現在まで55年の長い歳月が経過していることは、自分でも信じられないくらいの時間の経過であり、あっという間に過ぎ去った時間のようにも思います。

5. 2 本郷の法学部と司法修習生

その後、本郷の法学部に通うようになり、4年生の6月くらいには司法試験を受験しましたが、短答式試験に落ちました。その後は、本郷の図書館に通いながら、これまでの人生にはなかったくらい一生懸命に勉強し、5年生の時に司法試験に無事に合格し、司法修習生になりました。

司法修習生の頃は、スキーに打ち込んだことはよく覚えています。今でいうモーグルスキーのように、コブのある急斜面をカッコよく滑るのが目標でしたが、ここでもまた競技スキーの選手には到底かなわないレベルであったことは覚えています。特にスポーツの世界では、後に始めたテニスでも、とても追いつけない、雲の上のレベルの人たちがいることは、いつも経験することでした。

6. 新人裁判官としてのキャリアの始まり

司法修習生を終了するとき、涉外事件を扱う弁護士になる予定でしたが、民事裁判の実務修習を経験して、最後の方で裁判官になろうか迷いが生じたため、一旦弁護士になり、涉外事務所に入った後、昭和54年(1979年)7月に、研修所教官のご尽力もあり、裁判官に任官しました。

最初に配属されたのが東京地方裁判所の知的財産権部（当時は工業所有権部との名前でした。）であり、これが私のその後の裁判官人生を決定付けることになりました。最初は、商事部への配属予定だったのですが、何らかの事情により知財部に配属になったようです。新米の裁判官としては、どこに配属になってもすぐに戦力にはならないでしょうから、知財部に配置になったことは、私にとっては幸運でした。

特許権侵害訴訟では、裁判官は特許権の技術的範囲の解釈をし、侵害の有無を判断する役割を果たします（当時は、無効の抗弁がありませんでした。）。そして、特許は、様々な分野の技術についての発明ですから、特許の内容を理解するためには、専門的な知識や、科学技術に関する知識と理解力が必要になります。もっとも、科学技術に関する知識といっても、広範な科学技術の分野をカバーすることは不可能ですから、裁判官にとっては、科学技術に関する知識を持っていることよりも、知らない科学技術を理解する能力が重要であると思います。

私は、新人裁判官の頃、担当事件の特許の明細書を熟読した時のことをよく覚えています。特許の明細書を読んで、複雑ながらも当該技術の内容はきちんと理解できましたが、それにもかかわらず、特許権者と相手方とどちらの言い分が正しいのか、どちらを勝たせるべきなのかが、よくわからない、という壁にぶつかりました。

民事事件では、ベテランの裁判官になると、「事件の筋からいって、どちらを勝たせるべきか」、という議論をすることが多いです。「特許事件でも、事件の筋からいって、どちらを勝たせるべきか」ということを、新人の頃は、よくわかっていなかったのです。しかし、高校生の頃には、理数系の科目が好きであった理科系頭の私としては、法律の仕事と科学技術の仕事の融合である知的財産権の分野に強い興味を持ったことは事実でした。

新人裁判官の頃は、判事補なので、すべての合議事件の左陪席として仕事をしました。知財部の場合は、すべてが合議事件で、主任事件を左陪席と右陪席で平等に分け合っていましたので、数年先輩の裁判官と経験豊富な裁判長と合議しながら、事件の審理をして、判決起案をするという仕事をしていくのは、新米の裁判官にとっては、自分を鍛えるためには、格好の場であったように思います。

新人裁判官のころは、先輩裁判官に、事件の結論以外のこと、例えば審理の方法や実務の考え方を教えてもらいながら、いつの間にか、合議事件を通じて一人前になっていった気がします。On the Job training とは、まさにこのことかと思えます。

新人裁判官として思い出に残った事件はいくつかありますが、やはり、仮処分事件の中には、未特例判事補でも、単独で処理しないといけないため、強く印象に残った事件がありました。著作権隣接権に基づく販売差止めの仮処分事件でしたが、相手方の会社はその製品の開発に多額の資金を投じていたこともあり、重大事件であり、大変緊張したことはよく覚えています。事件の内容は説明できませんが、何とか切り抜けて、ほっとしたことを覚えています。

新人裁判官ながらも最初の東京地裁知財部の3年9月を何とか無事に切り抜けることができたのは、秋吉稔弘裁判長、牧野利秋裁判長と先輩裁判官それに知財部特有の制度ですが、ベテランの調査官のお陰かと思えます。

7. 裁判官の仕事…裁判の独立

裁判の独立といいますが、これは実際にそのとおりです。裁判官の仕事は非常に独立性が高いです。裁判官は自分の頭で考え、法律を適用して判断します。上司に決裁を仰ぐ必要はなく、裁判官の独立が保障されています。これは、NHKの朝ドラ「虎に翼」でも描かれているように、裁判官が公正な判断を下すために非常に重要な制度の要です。

一般の企業、行政庁のように、大きな組織になればなるほど、組織の一員として働かなければならず、このような独立性は、難しいと思います。その意味で裁判官という仕事は、現代の社会では貴重な仕事といえます。

逆に、裁判官の頃は、特に、新米裁判官の頃は、むしろ一人で間違った判断をするのが不安で、先輩裁判官に正しい答えを教えてほしい、と思ったこともありました。しかし、裁判官は独立なので、合議事件でない限り、他の人に相談するわけにはいかないのです。

8. 秋田地裁大館支部での生活

東京地裁知財部の後、昭和 58 年（1983 年）4 月に、秋田地方裁判所大館支部への異動となりました。秋田の大館と異動の内示を受けたときは、大館市がどこにあるのかすら知らなかったのです。しかし、大館での生活は、楽しいものでした。まず、秋田弁の洗礼を受けました。引っ越しの当日に、ガス屋さんがお風呂の使い方の説明を親切にしてくれましたが、一言も聞き取れなかったのは驚きでした。テレビの秋田弁とは違うのです。これは証人尋問のときも、続きました。証人の証言内容が良くわからなかったのですが、地元出身の書記官が要約調書を作成してくれるため、それを読めばよいと考えていたところ、後で、その書記官も県南の出身であり、県北の人の方言はよくわからないといわれて、驚きました（しかし、要約調書は無事にできたので、たすかりました。）。

また、官舎は、前任の人の努力が実り、古い官舎が建て替えられて、新しい官舎で快適でした。早朝にはカコーが鳴いて目が覚め、またひと眠りすると、近所の鶏が鳴いてまた目が覚めるという、別荘のような生活が新鮮でした。

大館支部では、初めて民事の単独事件を担当しました。民事の単独事件は、初めてでしたが、東京地裁知財部のときの牧野利秋裁判長から、民事事件の単独事件の判決の写しをいただいていたので、それを参考にして判決のスタイルを学び、そのおかげで、実際の事件でも、判決を書くことは苦にならなかったことをよく覚えています。

また、大館支部では、支部の書記官や事務官の仲間と交流しただけでなく、趣味のテニスを開始し、その関係で大館市民の人々とも広く交流したことを楽しく覚えています。秋田地方裁判所大館支部での生活では、初めての民事単独事件を担当し、また、地域の人々との交流も楽しみながら、充実した 3 年間でした。

9. 東京地裁知的財産部での 2 回目の勤務

昭和 61 年（1986 年）4 月に大館支部から再び東京地方裁判所に戻り、2 回目の東京地裁知財部での仕事が始まりました。特例判事補から判事に任官したころですが、2 回目の東京地裁知財部では、当時の清永利亮裁判長のもとで、房村精一判事、三村量一判事らと、知財訴訟の様々な問題について活発な議論をしたのが印象的でした。役所に行くと、活発な議論が始まるため、記録の検討や判決起案の時間が十分に取れなくなるくらい議論がされたことをよく覚えています。大変貴重な経験でした。

また、「合議は乗り降り自由」という言葉があります。合議では、最初に A 説を唱えても、B 説が良いと思ったら、いつでも乗り換えてよい、との意味です。正しいと思うことは自由に発言し、かつ、自説にこだわらずに正しい結論を導くために重要であり、大変印象に残る言葉です。

10. 大阪地裁…集中証拠調べと関西弁と京都の寺社巡り

平成 2 年（1990 年）4 月に、大阪地方裁判所に異動し、民事部の右陪席として、単独で民事の通常事件を担当しました。ここでは、従来通りの証人尋問の在り方がどうしても多数期日方式になってしまうことについて疑問を感じ、陳述書を活用して集中的に証人尋問、本人尋問をすること（集中証拠調べ）にチャレンジしました。

当時はまだ陳述書も、集中証拠調べも、一般的ではなかった頃でした。当時の多数期日方式とは、例えば、1 日の開廷日に、別々の 3 件の事件について、それぞれ証人尋問か本人尋問期日を入れ、それぞれの事件について、一人の証人や本人の主尋問ないし反対尋問が終了すると、2 か月後の次の期日に反対尋問や次の証人の尋問を実施するというもので、1 つの事件についてみると、それを別な証人や本人尋問で繰り返すため、尋問だけで半年以上の期間を要するという審理方式です。そのため、尋問期日を終了するまでに、相当な期間が経過しますが、その間に、多数の事件を同時並行的に審理するために、各事件の記憶は薄れていきます。そのため、このような審理方式では、事件期日ごとに、自分のメモや記録を読み返す必要がありました。しかし、このような多数期日審理は、効率が悪く、何度も記録を読み返すことが自分でも苦痛であったため、集中証拠調べに切り替えることにしました。

当時は、集中証拠調べは一般的ではなかったのですが、それを実施するために陳述書で主尋問の時間を短縮して、集中証拠調べを実施するとの工夫もしました。陳述書の活用は、従来の主尋問では、初めの部分で事件の導入部分の陳述ないし証言をする必要があり、それらは肝心の争点とは関係がなかったため、わざわざ尋問をする必要

はなく、単に陳述書に記載してもらっただけで十分だったのです。このように、陳述書を活用して、主尋問は争点に関する重要な部分に絞ることにより、全体の尋問時間を短縮し、それにより、1回の期日に、2ないし4名の尋問をすることが可能になり、集中証拠調べが可能になりました。また、1回の期日に、双方の本人を尋問して結論を出すという、シンプルなものから、同じ週の2回の期日に複数人の証人と本人の尋問をして、すべての尋問を終了するという複雑なものまで、集中審理をすることが可能になりました。

なお、その後、東京地方裁判所に異動したときに、大阪地方裁判所での集中証拠調べの経験をもとに、プラクティス委員会のメンバーとして、陳述書を活用した集中審理方式と題するレポートをまとめました。

その10年くらい経過した後、東京高等裁判所民事部に配属になったときに、通常民事事件では、このような審理方式が主流になっていることを知りました。

裁判官にとって、心証形成にも有用で、効率的な審理方式であれば、いつのまにか日本全国の裁判官に広がっていくということを、そのときに実感し、感慨深いものがありました。

大阪地方裁判所に勤務した当時は、裁判部の皆様と仲良く仕事をし、また、京都の官舎に住み、土日は京都の寺や神社の庭園を訪れる機会を得ましたので、仕事でも、休日の過ごし方でも、恵まれた日々を過ごしました。

11. 東京地裁知的財産部…国際会議と特許訴訟の国際比較へ

平成5年（1993年）4月に、再び東京地裁知財部に異動し、代理裁判長を務めました。また、平成7年（1995年）には、特許の国際会議に参加するために米国へ出張し、米国の特許訴訟の実務に触れ、特許訴訟も陪審が判断するという米国特有の制度やトライアル（集中審理）とディスカバリー（証拠収集）など日本との違いに改めて驚きました。ワシントンDCでは、CAFCのRader判事の執務室に2か月ほど滞在させていただき、CAFCの米国式の活発なヒアリングを聞いたり、事前に控訴事件の記録を読ませてもらいました。当時の米国は、1995年のヒルトンデベイスCAFC大合議判決の直後で均等論の議論が盛んにおこなわれていました。私も、陪審が均等論を判断することのリスクに疑問を持ちましたが、CAFCの上記大合議判決の少数意見では、それらの問題について激しい議論がされていることを理解し、米国の特許訴訟制度の紹介に変えて、この判決を、少数意見も含めて法曹時報等で報告をしました。また、その前に、マークマン最高裁判決（クレーム解釈は法律問題であり、陪審の判断事項ではないとの最高裁判決）が言い渡されており、クレーム解釈のための、マークマンヒアリングが行われるのをつぶさに見学することができました。米国の特許訴訟では、損害額が大きいとの特徴と、判例法の国ですが、判例もダイナミックに揺れながら、形成されていく、という印象を持ちました。

12. 東京高裁知財部での知財訴訟の審理改革

平成9年（1997年）4月には、さいたま地方裁判所に異動になり、主として民事通常事件を担当し、陳述書を活用した集中証拠調べを実践し、その後、平成13年（2001年）4月には、東京高等裁判所に異動し、その知的財産部（以下「東京高裁知財部」という。）で特許訴訟等の控訴事件と審決取消訴訟を担当しました。

その頃の東京高裁知財部は、事件が滞留し、各主任裁判官が多数の事件をかかえ、審理期間も長期化する傾向がありました。その状況から、審理方法と判決の改革をすべきとの上からの指示があり、知財部内部でプラクティス委員会が出来上がり、そのメンバーとして、審決取消訴訟の審理の改革と判決スタイルの改革作業を進めました。

判決スタイルの改革は、重厚な戦車のような判決からより簡にして要を得た判決へというものでした。判決理由は簡単にはできないけれども、当事者の主張の整理を簡素化するというものでした。

改革の中心は審理方法の改革でした。審理方法の改革の目玉は、多数回審理方式をやめて、集中審理と技術説明会（プレゼンの期日）をするというものです。集中審理方式については、1回終結方式と、2回終結方式の二つが提言されました。私は、ドイツの特許訴訟を参考にして、第1回は、審理計画を定める期日であり、その後は、期日を開かずに、当事者から審理計画通りに準備書面と証拠を提出してもらい、すべての準備書面が計画通りに提出された後に、あらかじめ定めた第2回期日に技術説明をしてもらい、これを弁論準備の最終期日とする集中審理がよいと思い、その審理方式を提案し、その後、実践しました。この2回終結方式という集中審理、計画審理の方法

は、その後、知財高裁のホームページにも掲載され、現在の審理スタイルにつながっています。

知財高裁の各裁判官がこの審理方式を実践した結果は目覚ましいものがありました。当時一人当たりの未済事件が80件から100件くらいありましたが、これが、わずか1、2年の間に30件未満に急激に減少しました。この結果から、知財訴訟のような専門訴訟については、集中審理方式が効率的な審理方式であり、従来型の多数期日審理方式は、ていねいな審理方式といわれていますが、かえって効率が悪く、全体として審理が遅滞する審理方式であったことがいえるように思います。

知財訴訟に限定していえば、何度も期日を入れて、丁寧な審理をして争点整理をするという伝統的な審理スタイルよりも、集中審理の方が、裁判官にとっても、集中的に記録を読むため、心証を形成しやすく、判決を起案する時間にも余裕ができた審理手続きであったということです。

外国の審理方式を参考にしながら、伝統的な審理方法を思い切って改革し、集中審理、計画審理を導入することにより、予想していた以上の良い結果がでたことは大変良かったと思っています。

13. 東京地裁知財部での改革

平成17年(2005年)4月には、東京地裁知財部の部総括となり、裁判長として特許権等の侵害訴訟を担当しました。このときも、特許権侵害訴訟について、伝統的な多数期日審理方式をやめて、ドイツの特許権侵害訴訟の進め方を参考に、計画審理、集中審理を取り入れて、思い切った改革をしようと試みました。

しかしながら、審決取消訴訟と異なり、特許権侵害訴訟では、審理計画を定めるのが容易ではないため、代理人の合意も得られず、少し妥協策をとることになりました。すなわち、多数回の期日を指定する伝統的な審理方式はやめて、できる限り計画審理、集中審理を取り入れることにはしましたが、もう少し柔軟なものでした。例えば、期日を3か月後に入れて、その間に無効の抗弁とか侵害論の準備書面を一往復して提出してもらおうとか、期日を6か月後に指定して、その間に同様の準備書面を2往復してもらおうというような審理方法とすることが多かったように思います。それでも、1か月に1回くらいの期日を指定して、その都度準備書面を提出してもらった審理手続きは、裁判官にとって、審理のための時間が合計すると相当に膨大なものとなり、その分、判決起案の時間が減少しますので、できる限り集中的計画審理という審理方法に近づける努力はしました。

日本では、民事通常事件では、伝統的な多数回審理方式が一般的です。そのため、知財訴訟でも、その方向に流れる傾向があります。しかし、特許訴訟については、集中審理や計画審理が、裁判官にとって効率的な審理方法であり、審理の適正迅速につながり、結局、当事者にとっても有益な審理方法となることは忘れないほうが良いと思います。

14. 東京高裁民事部から新潟地方裁判所所長としての勤務

平成20年(2008年)4月には、東京高等裁判所の民事通常部に異動し、通常民事事件を担当し、その後、平成21年(2009年)には、新潟地方裁判所所長として、初めて所長として勤務をしました。当時の新潟地方裁判所の所長官舎は、広い敷地に立派なお庭と古い平屋建ての建物があり、門構えのある立派な官舎でしたが、冬になると外の気温と同じくらい冷え込むのが欠点でした。それでも、春から秋にかけては、仕事が終わって官舎に帰ると、自転車に乗って日本海の夕焼けを眺めに行くのが、楽しみな毎日でした。

15. 知財高裁所長としての勤務

平成23年(2011年)2月には、東京高等裁判所に異動し、民事部の部総括になり、裁判長として、通常民事事件を担当しました。とにかく、東京高等裁判所は、事件が多く、忙しかったことはよく覚えています。もっとも、東京高等裁判所民事通常部の控訴事件の審理は、1回終結方式であり、地方裁判所で審理が終了しているはずの記録を集中的に読み込んで、心証を形成し、第1回期日に臨むという審理方法でした。これは、合理的な集中審理方式であったと思います。

平成25年(2013年)には、知財高裁に異動し、3部の部総括として、久しぶりに知財事件を担当し、その後、

平成 26 年（2014 年）には、飯村敏明所長の後任として、知財高裁所長となりました。

知財高裁所長の仕事は、知財訴訟の控訴事件及び審決取消訴訟の審理、判決と、もう一つは国際交流です。

判決として、印象に残るのは、大合議事件です。知財高裁 3 部の部総括の頃には、飯村敏明所長を裁判長として 2 件の大合議事件に関与しました。

一つは、特許の延長登録に関するペバシズマブ事件大合議判決（平成 26 年 5 月 30 日・平成 25 年（行ケ）第 10195 号）です。

もう一つは、有名なアップルとサムスンの大合議判決（平成 26 年 5 月 16 日・平成 25 年（ネ）第 10043 号ほか）です。この事件では、米国のアマカスキューリエと同じように意見募集を行い、FRAND 宣言をした特許に基づく差止請求、損害賠償請求について判断をしました。Willing licensee に対する差止請求については権利の濫用論を適用し、損害賠償請求については、標準必須特許全体について適正な合計ロイヤルティを決めて、それから FRAND 宣言をした特許の数で一つの特許当たりのロイヤルティを計算するというトップダウン方式を採用しました。

また、知財高裁所長となった後は、裁判長として 2 件の大合議判決に関与しましたが、いずれも強く印象に残っています。

まず、医薬特許について初めて均等論を適用したマキサカルシトール事件大合議判決（平成 28 年 3 月 25 日・平成 27 年（ネ）第 10014 号 特許権侵害行為差止請求控訴事件）では、平成 10 年ボールスプライン判決により認められた均等論のうち、第 1 要件について、特許発明の本質的部分をどのようにして認定するかについて判示し、また、第 5 要件について、出願時同効材であるというだけでは第 5 要件を適用することはできない、第 5 要件が適用されることがあるのは、明細書に実施例として記載しながら、特許請求の範囲に記載しなかったときのような客観的、外形的事実がある場合であることなどを判示しました。

また、延長登録された特許権の効力を判断したオキサリプラチナム事件大合議判決（平成 29 年 1 月 20 日・平成 28 年（ネ）第 10046 号特許権侵害差止請求控訴事件）では、延長登録された特許の効力が、医薬品として政令処分の対象となった物と実質同一なものに及ぶ旨を判示し、かつ、実質同一と認定できる範囲を、できる範囲で具体的に判示しました。

知財高裁所長の頃には、控訴事件、審決取消訴訟に関与しながら、同時に多数の国際会議に出席し、米英独仏の特許訴訟と日本の特許訴訟との比較をし、日本の特許訴訟の実情を海外に報告しました。

日本の判決は、日本語であり、英語に翻訳されたものが少なかったことと、日本の知財訴訟は、書面主義で、口頭での議論が活発ではなかったこと、及び、侵害の可能性がある事件は、最終的に和解で解決されることが多いのに対し、侵害の可能性が少ない事件は、請求棄却（控訴棄却）の判決になることが多いことから、日本の知財訴訟（判決）における請求認容率は、統計上はかなり低くなるため、外国の特許権者は、その統計上の数字から、日本に提訴しても勝訴しにくいとのイメージが定着していました。

そのため、日本では、特許訴訟で侵害が認められ、請求が認容される場合は、和解で事件処理がされることが多い、との日本特有の和解の実務を説明し、そして、侵害が否定され、請求が認められない場合は、判決で請求が棄却されることが多いため、統計上の数字は、実体にあった数字ではないことなどの事情を外国に情報発信し、日本の知財訴訟の実情を正確に知ってもらう必要がありました。

また、知財高裁ができてから、日本の知財高裁を訪問する海外からの判事や知財関係者が増加し、その外交的な仕事への対応にけっこう忙しかったことを覚えています。なお、知財高裁所長が外国からの訪問客と歓談をし、会議で日本の知財訴訟の状況を報告する場合は、すべて知財高裁 HP に掲載されていますので、当時の状況は、同 HP の古い年代のものを見れば見れるかもしれません。

16. 定年退官後・知財弁護士としての活動と AI の活用

平成 29 年（2017 年）に定年で退官後、現在は、国際特許法律事務所の会長弁護士として、特許訴訟や特許の侵害や無効について鑑定意見を作成する仕事をしています。代理人としては、裁判所にいい判決をもらうべく、できるだけ説得力のあるわかりやすい準備書面を作成し、また、適切な意見書を作成して、紛争の防止に努めることが

重要な仕事かと思います。

また、最近では、AIという強力なアシスタントをいかに活用するかという課題が生じているように思います。例えば、米国や英国の弁護士から仕事の依頼を受ける場合、まず英語のメールに対し、英語で返信をする必要があります。この際に、AIを使えば、返信メールの内容の要点を日本語で書き込むだけで、流暢な英語で返信メールを作成してくれるので、仕事の時間を有効に使えます。

これからは、AIという強力なアシスタントを効率的に使いこなす人が、効率的な仕事をする事ができる、AIの使い方は、確実に増えてきているけれども、まだいろいろな可能性を秘めている、という時代に入ってきていることを感じています。以上

(原稿受領 2025.4.25)